

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2023年4月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | 「スタートアップ創出促進保証制度」が始まりました。



2 | 給料ファクタリングと貸金業法の適用（債権譲渡か貸付けか）
— 最判令和5年2月20日 —



3 | コラム:元書記官の独り言～債権届出事項①(届出債権者の特定事項)のはなし～



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

「スタートアップ創出促進保証制度」が始まりました。

岸本 卓也
Takuya Kishimoto



PROFILEはこちら

第1 はじめに

一般に、起業関心層が起業をためらう大きな理由の1つとしては、失敗したときのリスクが大きいという点が挙げられます。2022年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」によると、起業関心層がそうしたリスクとして考えているものの多くは資金面に関するものであり、具体的には、「借金や個人保証を抱えること」が大きな割合を占めるとされています。

上記のような起業関心層の懸念等を踏まえ、経済産業省は、2022年12月23日、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるために「経営者保証改革プログラム」²を策定しました。「経営者保証改革プログラム」では、①スタートアップ・創業、②民間金融機関による融資、③信用保証付融資、④中小企業のガバナンスの4分野に関する施策が策定されていますが、①スタートアップ・創業の分野に関しては、創業機運の醸成ひいては起業・創業の促進につながるような施策を策定しており、そのうちの目玉となる施策が、本稿で紹介する2023年3月15日から開始された「スタートアップ創出促進保証制度」です。

第2 「スタートアップ創出促進保証制度」の概要

「スタートアップ創出促進保証制度」は、端的に言えば、「創業時」に利用可能な「経営者保証なし」の新しい信用保証制度のことです。以下、本制度について詳細に見ていきます。

1: https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2022.pdf

2: <https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221223006/20221223006-1.pdf>

1 対象者

上記のとおり、「スタートアップ創出促進保証制度」は「創業時」に利用可能な保証制度ですが、本制度の大きな特徴は、ここでいう「創業時」は、創業予定者のみならず、創業後5年未満の法人をも意味するという点です。以下が本制度の具体的な対象者です。

<創業予定者>

- ・事業を営んでいない個人で、原則として2か月以内に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある者
- ・分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人

<創業後5年未満の法人>

- ・事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満であるもの
- ・分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満であるもの
- ・事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満であるもの

2 内容

本制度の利用者は、金融機関からの運転資金・設備資金の借入れにつき、以下の条件のもと、経営者保証なしで各信用保証協会から保証を受けることができます。

保証限度額	3500万円
保証期間	10年以内
据置期間	原則1年以内（一定の条件 ³ を満たす場合には3年以内）
金利	各金融機関所定
保証料率	各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%を上乗せした保証料率 ※東京信用保証協会の場合は0.55～0.80% ⁴ 、大阪信用保証協会の場合は1.2% ⁵ とされています。

3 本制度の利用に当たって留意すべき事項

創業時において代表者の保証が不要となる借入れは一般的にみて少ないため、本制度は、スタートアップを含む起業家・創業者の育成を促す重要な制度といえますが、その利用に当たっては、以下の2点に留意が必要です。

(1) 一定額の自己資金が必要となる場合があること

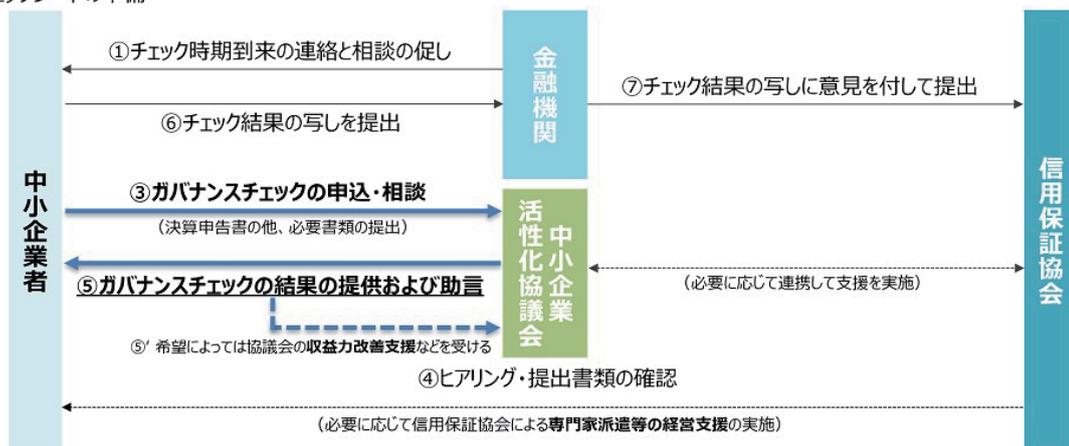
本制度の申込受付時点で税務申告1期末終了の場合には、創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要となります。つまり、自己資金ゼロで本制度を利用することはできないということです。

(2) 一定の時期にガバナンス体制の整備に関する確認を受ける必要があること

本制度の利用者は、原則として、会社を設立して3年目及び5年目のタイミングで、中小企業活性化協議会による「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」に基づいた確認及び助言を受ける必要があります。チェック項目の詳細は、公表されている当該チェックシート⁶をご覧くださいと思いますが、「経営の透明性」「法人個人の分離」「財務基盤の強化」という3つの観点から、ガバナンス体制のチェックを受けることになります。

具体的なチェックの流れとしては、以下が想定されています。

②チェックシートの準備



(出典: 中小企業庁HP) <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

3: 申込金融機関において、本保証と同時にプロパー借入を実行する場合又は保証申込時において申込金融機関にプロパー借入残高がある場合を指します。

4: https://www.cgc-tokyo.or.jp/info/juyou/startup_0315.files/startup_soshutsuhosho_leaf0315.pdf

5: https://www.cgc-osaka.jp/files/news/files/20230220_sss-leaflet.pdf

6: <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230220startup.html>

第3 今後について

本制度は2023年3月15日に開始されたばかりであるため、その効果のほどはまだ不明ですが、スタートアップ支援の一翼を担う重要な制度であることは間違いありません。

日本政府は、2022年11月に策定した「スタートアップ育成5か年計画」⁷の中で、スタートアップが社会的課題を成長のエンジンに転換し持続可能な経済社会を実現する、まさに新しい資本主義の考え方を体現するものであるとして、スタートアップに対して惜しみない支援を行うことを表明しています。そうすると、今後も、本制度と同様、起業・創業の促進につながる新たな施策が続々と策定されることが予想されますので、動向を注視していくことが重要といえます。

7: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

給料ファクタリングと貸金業法の適用（債権譲渡か貸付けか） — 最判令和5年2月20日 —

宮本 聡
So MiyamotoPROFILEはこちら 

1 はじめに(ファクタリングとは)

「ファクタリング」と一口にいても様々な形態がありますが、一般的には、事業者の取引先に対する売掛債権を支払期日より前に一定の手数料を負担して(債権の額面から一定程度の割引を受けて)業者に買い取ってもらいその対価を得るサービスを意味し、事業者の資金調達的手段として利用されています。

このように、事業者の売掛債権の売買が典型例として想定されるファクタリングですが、コロナ禍において、資金繰りに行き詰まり、かつ、消費者金融などからも借入ができなくなった会社員が、勤務先に対する給与(貸金債権)を、給与の支払日前に一定の手数料を負担して、貸金業登録のない業者に売却し、給与が会社員に支払われた後に、会社員から資金の回収を行う「給与ファクタリング」が現れました。なかには多額の「手数料」(実質的には利息に等しいもの)の負担が問題となって自己破産などに至るケースがあり、利息制限法や貸金業法の潜脱ともいわれ、金融庁がウェブサイトで注意を呼び掛けてい

ました。

そうしたなかで、近時、最高裁は、「給料ファクタリング」を行っていた業者について貸金業法の適用を認め無登録で「貸金業」を営んでいたとして刑事責任を認める判決(最判令和5年2月20日・裁判所ウェブサイト)を出しました。

刑事事件の判例を本ニュースレターで紹介するのは珍しいのですが、本件で問題となった債権譲渡(売買)か(債権を担保とした)貸付けかの認定は、給与ファクタリングだけでなく、ファクタリング全般で問題となりうること、本判決は新聞で報道され¹、ファクタリング利用者に注意喚起を促す事例でもあることから、以下、紹介いたします。²。

2 事案の概要

被告人は、東京都内で、都知事の登録を受けずに、概要、以下の「給料ファクタリング」(以下「本件取引」といいます。)を多数回、多数の顧客との間で行っていました。

- 被告人は、顧客(労働者)から、使用者に対する貸金債権の一部を、額面額から4割程度割り引いた額で譲り受け、同額の金銭を顧客に交付していた。
- 契約上、使用者の不払の危険は被告人が負担するが、希望する顧客は譲渡した貸金債権を買戻し日に額面額で買い戻せる。
- 被告人が、顧客から使用者に対する債権譲渡通知の委任を受けてその内容と時期を決定する。
- 顧客が買戻しを希望しない場合には使用者に債権譲渡通知をするが、顧客が希望する場合には買戻し日まで債権譲渡通知を留保する(なお、全ての顧客との間で買戻し日が定められ、債権譲渡通知が留保されていた。)

1:朝日新聞デジタル「給料ファクタリング「貸金業法の貸し付けにあたる」最高裁が初判断」(2023年2月21日)

被告人が本件取引を行うには、貸金業の登録を受ける必要があったにもかかわらず、登録をせずに行ったとして、被告人は貸金業法47条2号、11条1項、3条1項違反に問われ²、第1審及び原審(札幌高判令和4年2月15日(判例集未搭載))は貸金業法違反を認め、被告人を有罪としました。

これに対し、被告人は、本件取引は債権譲渡であるから、その対価としての金銭の交付は貸金業法2条1項の「貸付け」には当たらない、つまり、貸付金の交付ではなく債権譲渡代金の交付であるから貸金業の登録は不要である、と主張して上告したのが本件です。

3 判決要旨

「本件取引で譲渡されたのは貸金債権であるところ、」(貸金の直接払の原則を定めた)「労働基準法24条1項の趣旨に徴すれば、労働者が貸金の支払を受ける前に貸金債権を他に譲渡した場合においても、その支払についてはなお同項が適用され、使用者は直接労働者に対して貸金を支払わなければならない、その貸金債権の譲受人は、自ら使用者に対してその支払を求めることは許されない(最判昭和43年3月12日・民集22巻3号562頁参照)ことから、被告人は、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったものと認められる。また、顧客は、貸金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったものと認められる。

そうすると、本件取引に基づく金銭の交付は、それが、形式的には、債権譲渡の対価としてされたものであり、また、使用者の不払の危険は被告人が負担するとされていたとしても、実質的には、被告人と顧客の二者間における、返済合意がある

金銭の交付と同様の機能を有するものと認められる。

このような事情の下では、本件取引に基づく金銭の交付は、貸金業法2条1項にいう「貸付け」に当たる。」

4 コメント

給与ファクタリングが貸金業法上の「貸付け」に該当すること、ヤミ金業者の給与ファクタリングを利用すると、法外な手数料の負担、過酷な取り立てなどによる被害や生活破綻につながるおそれがあることは、従前から金融庁がウェブサイト等で注意喚起をしていたところでした。ノーアクションレターに対する金融庁の回答(2020年3月5日)³でも、本件取引と同趣旨の給与ファクタリングについて、「貸金債権の譲受人から労働者への金銭の交付だけでなく、貸金債権の譲受人による労働者からの資金の回収を含めた資金移転のシステムが構築されているということができ、当該スキームは、経済的に貸付け(金銭の交付と返還の約束が行われているもの。)と同様の機能を有しているものと考えられることから」、これを業として営むには貸金業法上の登録が必要との見解が示されていました。

下級審の裁判例では、給与ファクタリングの事案において貸金業法等の適用を認め、法定利息の上限を大幅に上回る利息を定めた貸付けを無効とし、譲渡人は交付を受けた金銭の返還義務を負わないとした東京地裁令和2年3月24日判決(金法2153号64頁)及び東京地裁令和3年1月26日判決(金法2171号78頁)がありました。また、事業者の集合債権のファクタリングの事案において、形式上は債権譲渡であるものの、譲受人に譲渡対象となる債権全てを真に取得する意思がなく、実態としては金銭消費貸借に準じるものとして、利息制限法を類推適用し制限利息を上回る利息の返還を認めた大阪地裁平成29年3月3日(判タ1439号179頁)がありました。

他方で、事業者による売掛債権のファクタリングの事案で、実

2: 本件では出資法違反も問われていますが、本稿では貸金業の登録の要否(貸金業法違反の有無)に絞って紹介をいたします。

3: <https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/02b.pdf>

質的に債権譲渡担保付きの金銭消費貸借契約であることを否定したものとして東京地裁令和3年1月26日判決(金法2176号68頁)がありました(山内邦昭「ファクタリングと倒産手続」大江橋事業再生NL2023年1月号)。

今回の最高裁の判決は、債権譲渡(売買)という形式ではな

く、具体的事情を踏まえ本件取引の貸付けとしての機能を重視したものであり、上記の金融庁の考え方も整合的と思われます。

本件で最高裁は、次の2点を理由として本件取引が「貸付け」と同様の機能を有すると認定しています。

- ① 貸金債権の譲受人たる被告人は、自ら使用者に対してその支払を求めることができず、実際には、債権を買い戻させることなどにより顧客から資金を回収するほかなかったこと
- ② 顧客は、貸金債権の譲渡を使用者に知られることのないよう、債権譲渡通知の留保を希望していたものであり、使用者に対する債権譲渡通知を避けるため、事実上、自ら債権を買い戻さざるを得なかったこと

①②のうち貸金の直接払の原則など貸金債権としての性質に由来する事情は給料ファクタリング特有の話ですが、それ以外の①及び②の事情は商取引債権のファクタリングにも当てはまるケースが想定されます(例えば、商取引債権に債権譲渡禁止特約が付されている場合は①と類似した事情となり得、また、顧客(事業者)は取引先との関係で信用不安が生じるのを避けるため債権譲渡通知の留保を希望して債権を買い戻す場合が多く、これは②と同様の事情となり得ると考えら

れます)。

このように、本判例は貸金業法の適用が問題となった刑事事件に関するものではありませんが、契約の形式ではなく取引の実態・機能を重視して金銭交付の性質が債権譲渡(売買)か貸付けかを判断する考え方は、民事事件において「ファクタリング」が債権譲渡(売買)か貸付けか、「ファクタリング」に利息制限法の適用があるかを検討する際に参考になると考えられます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

コラム:元書記官の独り言～債権届出事項①(届出債権者の特定事項)のはなし～

私は、当事務所にて事務職員として勤務していますが、前職は大阪地方裁判所の裁判所書記官として、裁判所での倒産事務に携わっておりました。現在も当事務所の倒産事件につき弁護士をサポートしていますので、元書記官の視点から、今回は、債権届出書の記載事項のうち、届出債権者の特定についてお話いたします。

倒産手続が開始すると、裁判所から債権者に対して通知がなされるとともに、定められた期間内に、倒産債務者(破産者、再生債務者または更生会社)に対して有する債権を裁判所に届け出るよう求められます(ただし、破産手続の場合は、破産法31条2項の規定により、配当の見込みが立つまで債権届出を不要とする「留保型」が採用される場合もあります。)

なお、債権届出用の用紙(債権届出書)は通知書と同封されて送られてくるものがほとんどですが、通知書や債権届出書の様式自体は法令で定められているわけではないため、全国統一の様式ではありません。よって、送られてきた用紙を使っていないという理由だけで債権の届出が無効になることはなく、ほかの裁判所の様式を使ったり、まったく独自の形式で債権届出書を作成して裁判所に届け出ることも可能です。逆に、送られてきた用紙を使って届け出ても、記載内容に不備があれば、本来なら認められるはずの権利が認められない事態にもなりかねないので、不備なく作成することの方が肝要です。

債権を届け出る債権者(届出債権者)は、届出債権者を特定するために必要な事項として、債権届出書に「債権者及び

代理人の氏名又は名称及び住所」を記載して届け出ることとされています(破産規則31条1項1号、民事再生規則31条1項1号及び会社更生規則36条1項1号)。具体的には、個人であれば住所と氏名、法人であれば名称と主たる事務所、商号と本店などを記載して届け出ることになります。

なお、例えば届出債権者が株式会社の場合で、登記上の本店には実体がなく、実際の本店は別の場所に所在しているような場合(実務ではときどき見かけます)でも、特定のために登記上の本店と商号の記載は必須と考えられていますので、債権届出書には必ず登記上の本店を記載する必要があります。その上で、実際の本店所在地は「送達先」や「連絡先」等の欄に記載したり、「(登記上の本店)」「(実際上の本店)」などと注記をつけて併記するなどの工夫を施すこととなります。

また、倒産債務者と取引していたのは専ら本店とは違う店舗や営業所で、本店が表示された請求書等を倒産債務者に発行したことも一度もないというような場合であっても、やはり特定のために届出債権者の本店と商号の記載は省略することはできず必須です。実際に取引をしていた店舗や営業所、支店などの情報は、やはり「送達先」や「連絡先」等の欄に記載したり、「(実際の取引店舗)」などと表記して、実際に取引していた店舗の所在地や店舗名などの情報を必要に応じて併記することとなります。裁判所への提出書類において「特定」は最も重要な事項なのです。

(弁護士法人大江橋法律事務所職員・元裁判所書記官)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】